



III 海外だより

「中国の年金制度について」

日本生命北京事務所 桂田 考司

1. はじめに——急速に高齢化を迎える中国

11億3千万人（1990年7月現在）の人口を抱える中国では、一人っ子政策を主因とする若年者の減少と平均余命の著しい改善により、日本以上に急速な高齢化を迎える。人口の高齢化は20世紀に入り全世界で進行している現象である。国連の将来人口推計をベースとした資料によれば、中国の老齢人口割合は1980年の4.7%から上昇を続け2016年に10%の老年型の人口構成に突入し、2038年には20%に達するものと予想されている（表-1参照）。中国の人口高齢化はそのスタートが、一部の国に比べて若干遅かったのにも係わらず、その後の勢いが急速であるという特徴を有している（表-2参照）。このため各種の社会環境整備の遅れが指摘されているが、なかでも老齢年金制度の整備が重要となっている。

そこで、本稿では弊社中国室ならびに弊事務所の日常活動から収集し得た資料等をベースに中国の年金制度の整備の現状と問題点を紹介したい。

表-1 人口高齢化所要期間の比較

国名	65才以上の老齢人口が次の割合に達する年		総人口に占める割合が 10%から20%に増加する のに要する期間
	10%	20%	
中國	2016	2038	22年
日本	1985	2017	32
フィンランド	1973	2021	48
オランダ	1968	2020	52
スイス	1958	2012	54
西ドイツ	1954	2010	56
デンマーク	1956	2017	61
ルクセンブルク	1952	2022	70
スウェーデン	1927	2014	87

(資料) 日中高齢化社会対応シンポジウム記念論文集 ('89.4 北京市開催)

糸木本氏(中国老齢問題全国委員会研究室主任) 論文

表－2 中国の人口構成変化

	1953年	1964年	1982年	1987年	2000年 (予測)
1. 年齢構成(総人口比)					(%)
少年人口(9-14才)	36.3	40.7	33.6	28.7	21.9
労働人口(15-64才)	59.3	55.7	61.5	65.8	71.0
老齢人口(65才以上)	4.4	3.6	4.9	5.4	7.2
2. 負担人口系数	68.6	79.4	62.6	52.2	48.7
負担少年人口系数	61.2	73.0	54.6	43.8	37.7
負担老齢人口系数	7.4	6.4	8.0	8.4	11.0

注：負担(少年・老齢)人口系数とは、労働人口に対する少年・老齢人口の割合。

(資料)「中国社会指標理論と実践」

2. 中国の年金制度概要

中国の年金制度は就業形態により大きく4種類に分けられる。即ち、①全人民所有制企業(国営企業)および国家機関の職員・労働者に対しては、1951年の「中華人民共和国労働保険条例」^(注1)の制定以来、労働保険の一部として国家から年金が支払われている。②集団所有制企業の場合、年金支払い能力の有る比較的大きな一部の企業が全人民所有制企業に準じた形で行っている。③個人経営に勤務する労働者および④農民(人口の約8割を占める)に至っては制度は無く、その概念すら乏しい状況にある(表-3参照)。

それでは先ず、全人民所有制企業(国営企業)および国家機関の職員・労働者に対する年金制度の内容を紹介したい。

表-3 就業形態による年金制度の違い

	年金制度	労働人口(百万人)	
		(1988年末)	占率(%)
全人民所有制企業 国家機関	「労働保険」	99.8	18.4
集団所有制企業(都市部)	大企業は「労働保険」に準ずる	35.3	6.5
	その他企業なし		
個人経営(都市部)	なし	6.6	1.2
農民(農村部の集団所有制企業・個人経営含む)	なし	400.7	73.7

(資料)「中国統計年鑑 1990」「中国社会統計資料 1990」

(注1) 労働保険——労働者および退職者とその家族の医療費、年金、葬儀費、遺族年金の保障を行う。

3. 全人民所有制企業（国営企業）・国家機関の年金制度

その概要は、1) 支給開始年齢（退職年齢と一致）——男子60歳、女子事務職55歳、女子現業職50歳、2) 年金額——退職前1年間の給与の75~100%を支給、3) 保険料——全額企業（国家）負担、4) 保険料算出方法——賦課式で単年計算、5) 運営・管理——各企業毎に行う、というものである。

労働者側から見れば、年金額の決定方法が不透明、最近のインフレによる目減り分への対応不足などの問題を残すものの、自己負担もなくかなり整った制度と言える。しかしながら、企業（国家）側から見ると、人口の高齢化を迎え退職人口の絶対数の増加と対労働人口比の増加による年金支払額の膨張による財政圧迫（表-4・5参照）

表-4 中国の経済成長と年金支払額の推移

（億元：当年価格）

年	G N P	対前年伸び率	年金支払額	対前年増加率	対G N P比
1978	3,588	% —	17.3	% —	0.5
79	3,998	7.6	32.5	87.9	0.8
80	4,470	7.8	50.4	55.1	1.1
81	4,773	4.5	62.3	23.6	1.3
82	5,193	8.7	73.1	17.3	1.4
83	5,809	10.3	87.3	19.4	1.5
84	6,962	14.5	105.6	21.0	1.5
85	8,568	12.7	145.2	37.5	1.7
86	9,726	8.3	148.7	24.1	1.5
87	11,351	11.0	178.0	19.7	1.6
88	14,015	10.8	217.8	22.4	1.6

（資料）「中国統計年鑑 1989」「中国社会統計資料 1990」

表-5 中国の定年労働者と年金費用の動向

年	定年労働者数 (百万人)	対在職者比 (%)	年金支払額	
			(億元)	対在職者給与比 (%)
1956	0.06	0.2	0.3	0.16
1966	100	1.9	3.8	1.6
1978	314	3.3	17.3	3.5
1980	816	7.8	50.4	6.1
1985	1,637	13.3	145.6	10.5
(予測)				
2000	4,300	17.0	524.0	16.8
2010	7,300	—	1,144.0	22.6
2020	10,800	—	2,232.0	27.0
2030	15,200	—	4,240.0	31.5

（資料）日中高齢化社会対応シンポジウム記念論文集（'89 4月北京市開催）

陶立群（中国老齢問題全国委員会研究室主任）氏論文

は深刻な問題となっている。このため、従来からの保険料の全額企業（国家）負担ならびに賦課式保険料という方式（退職者の年金総額を企業は毎年コストとして支出）を見直す必要を生じてきた。

また、企業側から見ると中国の1979年から始まった改革・開放政策に伴う企業自主権の拡大は一方で企業収益の労働者への分配を可能ならしめ生産性の向上を実現し得たが、企業毎の収益の多寡が労働者の賃金等各種労働条件に影響するようになってきた。このため、年齢構成が高く退職者の多い企業はコスト面で始めから不利となり、企業が追求する収益向上へのインセンティブを阻害する弊害が指摘されるようになってきた。この点からも全人民所有制企業（国営企業）・国家機関の年金制度について見直しを求める声が強くなっている。

4. 全人民所有制企業（国営企業）・国家機関の年金制度改革

1) 保険料一部自己負担の導入

1978年以降、企業自主権の拡大を軸として「価値法則復権（即ち、市場原理・競争原理導入）」による社会主義経済の活性化をはかる準備が着々と進められてきた。^(注2) この一環として、1986年には企業の雇用に対する自主権拡大のため契約労働制度が導入された。この制度の導入によりこれまで終身雇用・統一配分（国家が就職先を決定）のため、必要な人材は得られず、不要な人間は去らないという問題を抱えていた企業は労働者の質と量を経営状態に合わせ自ら決定出来るようになり、労働者は職業・企業を自由に選択できるようになった。ただし、契約労働制は1986年以降採用の労働者に適用されるため、当面は以前からの終身雇用の労働者と契約制の労働者が存在することになる。

規定ではこの2種類の労働者間の採用関係を除いた待遇はほぼ同じであるが、労働保険では年金部分についてのみ改革がなされた。

その内容は、年金額については契約制の労働者は、固定制（終身雇用制）労働者と全く同一の給付を受けるが（本人の退職前1年間の給与の75～100%を支給）、保険基金は固定制労働者と別個に設け、企業は契約労働者の支払い賃金総額の15%を積立て、契約労働者は本人の基本賃金の3%を納付するというものである。これは、全人民所有制単位では、初めて保険料一部自己負担（企業側が労働者の5倍以上負担するとしても）が採用されたものであり、年金制度改革上大きな意味を有すると言えよう。

しかしながら、掛金の計算は充分な数理的根拠に乏しく、インフレに対応出来る運

(注2) 契約労働制度——労働者の募集を行う時は、募集要領を公布し試験を行い、合格者の氏名を発表し公開採用を行う。契約労働の期間は「5年以上の長期工」、「1年～5年の短期工」、「定期交替工（1年のうち一定期間だけ、例えば農閑期だけ就労する）」がある。

用が行われているか、また固定制（終身雇用制）労働者の年金支払いに流用されないか等の懸念が指摘されている。

2) 年金財政のプール促進

年金は直接的には各企業が支払う（最終的には国家の負担）ことになるので各企業の年齢構成等により負担が異なる。このため政府は1986年より、年金制度の健全な運用体制を確保するため年金財政のプールを地方（市・県）レベルで促進してきた。しかしながら、年齢構成の若い企業は本来より負担増となるため参加したがらないなどの問題が顕在化し、うまく機能していないようである。加えて、各企業の拠出金を如何に調整するか、範囲の拡大（市・県レベルから省さらには国レベルへ）に伴う技術的課題も生じてきた。

/ 以上二点の改革を紹介したが、共に年金改革の「手始め」の段階であり、従前から未解決のもの、改革により新たに発生したもの、経済改革の進展によりここ数年に顕在化してきたものなど解決を要する課題が多い。

次に、従来から年金制度の除外とされていた集団所有制企業（大企業を除く）、個人経営企業および農民の動向を紹介したい。

5. 集団所有制企業・個人経営企業に対する年金制度の動向

集団所有制企業では、比較的経営規模が大きい企業が全人民所有制企業（国営企業）の前述した労働保険に準じたかたちで保険が行われており、1988年時点では集団所有制企業労働者の約7割が労働保険の対象となっている。残りの約3割の集団所有制企業労働者ならびに個人経営に従事する労働者に対しては中国人民保险公司が年金保険を販売するなかで年金制度加入の機会を付与している。個人経営のシステムは開放・改革政策により認められたが、その労働者数の絶対数はまだ少ない。しかしながらそ

表-6 就業先別労働人口の動向

	労働人口		増加率 (1979/ 1989年)	占 率 (1989年)
	(1979年)	(1989年)		
全人民所有制企業	万人 7,693	万人 10,108	% 31.4	% 18.3
都市集団所有制企業	2,274	3,502	54.0	6.3
都 市 個 人 経 営	32	648	1,925.0	1.2
農 村 労 働 者	31,025	40,939	32.0	74.0
全 体	41,024	55,329	34.9	100.0

(資料) 「中国統計年鑑 1990」

(注3) 中国人民保险公司——生・損保兼営の国営保険会社（実質的には中国唯一の保険会社）。1949年設立。1959年業務停止し1980年より損害保険業務、1982年より生命保険業務再開。本店・北京市。

の増加率は他を遥かに上回り（表－6参照）、将来的にもその増加が続くことが予想されるため、老後保障としての何らかの公的年金制度の実施が望まれる。

〔参考として、中国人民保险公司北京市分公司が販売する年金保険（中国語では「養老金保険」）の説明を後掲する。〕

6. 農民に対する年金制度の動向

中国の農村では65歳以上の老齢者約90%以上が老後の年金を保障されておらず、約7割以上が保障されている都市住民に比べてその割合は著しく低い（表－7参照）。

現状では圧倒的多数の老人が家族の扶養に依存し、年金等による老後保障のニーズを特に感じていないが、これは伝統的に「子供を生むのは老後のため」「子供が多ければ幸せも多い」と信じられてきたからである。

ところが1980年から開始された「一人っ子政策」により農民も子供に頼らない老後の準備をしなければならなくなり、国家としても老後の保障対策なしに「一人っ子政策」を強力に押し進めることも出来ず、年金制度の実験を一部で開始するとともに（注4）「一人っ子政策」の緩和を行ってきた。

農村における年金制度の実験は中国第7次5カ年計画（1986年－1990年）に沿って行われているが、家庭収入からみても農村部は都市部に比べ地域間格差が大きく（表－8参照）、先ず都市近郊の比較的豊かな農村で地域限定的な実験として行われているにすぎない。最近のいくつかの例を紹介すると、遼寧省康平県東閑郷では中国人民保险公司が農村の「隻女結紮戸（第1子・第2子共に女子で避妊手術を行った夫婦）」（注5）に対し優遇の有る（保険料半額は郷鎮企業負担）年金保険を販売し110戸ある「隻女結紮戸」の全てが加入した。内容を簡単に紹介すると、毎月10元（1元＝約25.3日本円：12月初現在）の保険料（個人負担は5元）で満期・定年に達すれば毎月最低47.27元の年金が受け取れるものである。

また、上海市郊外の嘉定県南翔鎮では、镇政府（村役場）が中心となり年金のプールを開始した。その内容は25歳以上の住民は毎月5元の保険料を支払い、镇政府が主に預金で積立・運用する。これとは別に、郷鎮企業よりその賃金総額の10%相当額を拠出させ年金支払いに充当し、残った部分は預金で積立・運用し、さらに将来の年金支払いの準備とする。現在、同鎮では農民定年退職制を実施し、その定年年齢は男性60歳、女性55歳であり、定年後は全員が毎月15元の養老補助金の支給を受けている。

(注4) 「一人っ子政策」の緩和——各省毎に区々であるが農村地域において農耕業に従事する者の第1子が女子の場合で農耕業を遂行する上で将来的に困難が認められる場合、第2子の出産が認められる等。

(注5) 郷鎮企業——農村地区にある集団所有制企業。かつての人民公社の社隊企業、1970年代後半以降新たに農民が共同で作った企業などがある。農業部（省）の管轄下にあり、直接参加していない農民とも不可分の関係にある。

(注6)

次に浙江省紹興市乗県では中国農業銀行臨城区営業所が「養老保険貯蓄」を開始した。その内容は、毎年120元を20年間続けて銀行に預金し、銀行は最優遇利率を用い利殖を図り、定年後は預金の利子を毎月受け取るというものである。

以上の三例でわかるように、まだ統一的な指導機関・方法が確立されておらず、各地方が実情に合わせ創意工夫を凝らし行っている状態である。

また、農村の老人扶養問題に関して言えば一部地方ではあるが金銭的な老後保障に依らない「老人扶養契約書（地域全体で老人扶養を行うことを契約）」という試みが行われており、社会主義中国の特色ある老人扶養問題解決の方法として注目される。

表-7 中国の年金受給者動向(1987年)

	老齢(65才以上)人口 (万人)	年金受給者数 (万人)	老齢人口比	
				(%)
都市	2,728	2,014	73.8	
農村	3,126	292	9.3	
合計	5,854	2,306	39.4	

(資料)「中国社会指標理論与実践」

表-8 中国の地域別家庭収入

〔農村地区〕家族一人当たりの平均月収

	ベスト10		ワースト10	
	省・自治区 直轄市	月 収 (元)	省・自治区 直轄市	月 収 (元)
第1位	上海	108.41	甘 肅	28.32
2	北京	88.55	チベット	31.20
3	浙江	75.20	貴 州	33.15
4	天津	74.26	河 南	33.44
5	廣 東	67.39	陝 西	33.68
6	江 蘇	66.40	廣 西	35.35
7	遼 寧	58.30	雲 南	35.64
8	吉 林	52.30	山西	36.56
9	福 建	51.12	四 川	37.40
10	山 東	48.65	寧 夏	39.37
1~10位 平均	—	④ 69.06	—	⑤ 34.41
④ / ⑤	2.01			

(資料)「中国社会統計資料 1990」から作成

〔都市部〕家族一人当たりの平均月収

	ベスト10		ワースト10	
	省・自治区 直轄市	月 収 (元)	省・自治区 直轄市	月 収 (元)
第1位	上海	144.57	内 蒙 古	75.76
2	廣 東	133.30	山 西	76.62
3	浙 江	132.40	河 南	79.15
4	北 京	127.70	吉 林	81.13
5	江 苏	111.40	江 西	81.26
6	天 津	110.81	黑 龍 江	83.70
7	福 建	108.54	陝 西	87.66
8	广 西	107.71	貴 州	89.04
9	遼 寧	101.16	安 徽	90.47
10	山 東	97.49	寧 夏	91.75
1~10位 平均	—	④ 117.51	—	⑤ 83.65
④ / ⑤	1.40			

(注6) 中国農業銀行——1979年中国人民銀行(中央銀行)より独立。農業支援資金の統一管理、農村における預金・貸出等の業務を行なう。

7. おわりに

中国において年金制度の整備の必要性は第7次5カ年計画（1986—1990年）に初めて盛り込まれ、その改革・整備は端緒についたばかりであり、全体としては試行錯誤の段階と言えよう。

現在（1990年12月）策定中の第8次5カ年計画（1991年—1995年）にも引き続き年金制度の改革・整備の必要性が謳われる予定である。

11億人余りという巨大な人口を抱え日本以上に急速な高齢化を迎える中国にとって年金制度の整備は重要な目標であり、その意味で保険・年金制度先進国であり隣国の日本の役割は少なくないと思われる。

付属資料

中国の年金保険——中国人民保険公司北京市分公司の例

名 称：個人養老金保険

加入資格：満16才以上

保険（年金）金額：保険料により決定（下表参照）。最低保険料額は月5元

保険料支払方法：月払、四半期払、半年払、年払の四種類

保険料支払期間：年金支給開始時まで

年金支払開始年齢：50才、55才、60才、65才のいずれかを選択（男女同じ）

年金支払方法：月払

年 金 種 類：10年間保障付終身年金

解 約 ・ 死 亡：解約および年金支払開始前の被保険者の死亡には、それぞれ解約返戻金、死亡給付金を支払う。

保険料を毎月5元支払った場合の年金受取月額（男性の例）

（元）

年金支払開始年齢 加入年齢	50（才）	55	60	65
20（才）	62.04	102.38	169.19	280.77
25	38.85	65.21	108.91	181.95
30	23.64	40.83	69.37	117.12
35	13.66	24.84	43.44	74.60
40	7.11	14.35	26.43	46.71
45	—	7.47	15.27	28.42